

令和3年度福祉・介護の職場体験提供事業実施要項

1 目的

福祉・保育・介護の仕事に関心がある方に対して、福祉・保育・介護サービスの職場体験を行う機会を提供することにより、就労への意欲を高め、円滑な就労を支援することを目的とするものです。

2 対象者

福祉・保育・介護の仕事に関心のある方。

3 受入施設

職場体験の受入れを希望する社会福祉施設（保育所を含む）、介護保険事業所及び本会福祉人材センターへの求人登録法人・事業所等。

4 実施方法

- (1) 職場体験の受入れを希望する施設・事業所等（以下、受入施設）は、あらかじめ、職場体験提供事業受入計画（様式第1号）を福祉人材センターに提出します。
- (2) 福祉人材センターは、職場体験の希望者（以下、体験希望者）から職場体験提供事業申込書（様式第2号）により申込みを受け付けます。
- (3) 福祉人材センターは、体験希望者及び受入施設との日程調整を行い、調整後、それぞれに通知します。（様式第3号・第4号）
- (4) 受入施設は、体験希望者に連絡を取り、職場体験に関する打合せを行います。
- (5) 受入施設は、職場体験が終了したら、福祉人材センターに報告します。（様式5号(1)・(2)）
- (6) 福祉人材センターは、受入施設からの報告を受けた後、職場体験者受入費用を送金します。
- (7) 職場体験者受入費用の支払時期は、9月、12月、3月とします。

5 申込方法

体験希望者は、職場体験提供事業申込書を来所、郵送又はファクシミリで提出してください（申込書はホームページからもダウンロードできます）。

6 受入人数

本事業における体験希望者の申込者数定員は予算の範囲内とします（30名程度）。

※ 申込期間内であっても、定員数に達した段階で、事業を終了する場合があります（定員に達した段階で、ホームページにてお知らせします）。

7 受入期間

- (1) 原則3～5日間とします（高校生の場合は1日～5日間）。ただし、諸事情による断続実施も受入施設の了解があれば、可能とします。
- (2) 受入時期は、令和3年6月から令和4年2月までの間で、体験希望者と受入施設との日程調整により決定します。

8 受入時間

- (1) 1日原則として6時間とします。
- (2) 開始時間及び終了時間は、受入施設の定めた時間によります。ただし、受入施設の事情により1時間程度の延長、短縮は可能とします。

9 体験内容

- (1) 介護、介助、自立支援、療育、養護、養育、保育などの職場体験
- (2) 散歩の付き添い、行事の参加などの交流体験
- (3) 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

※ 受入施設は、体験希望者の資格の有無、就労経験等を勘案して、(1)～(3)を組み合わせて体験プログラムを作成します。

10 体験費用

- (1) 福祉人材センターが受入れを行った施設に支払う体験費用は、体験希望者1人につき1日当たり6,000円以内とします。
- (2) 体験希望者の食費や被服費などについては、体験費用の対象外とし、体験希望者から受入施設が直接徴収するものとします。
- (3) 体験希望者は上記(2)以外には、職場体験に係る費用は負担しないものとします。また、賃金等は支給されません。

11 事故等への対応

福祉人材センターは、体験希望者の体験中の事故等に対応する保険に加入することとし、保険料については福祉人材センターが負担します。

12 個人情報の取扱い

本事業における個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理します。

13 その他

- (1) 体験は、実習と異なることから、原則として体験希望者の評価はしないこととします。
- (2) 受入施設は、天災や施設行事等のやむを得ない事情により、計画日に受入れができなかった場合、振替日を計画することとします。
- (3) 受入施設が体験希望者に対して検便や健康診断等を求める場合は、直接体験希望者に指示することとし、その際に発生する費用は体験希望者が負担することとしますが、体験希望者の負担がなるべく少なくなるよう必要最小限の検査としてください。
- (4) 福祉人材センターは、体験希望者に対して「体験の心構え」「社会福祉施設の概要」「施設の利用者のプライバシーへの対応」「感染症対策（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）」などの事前指導を行うこととします。
- (5) 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針を参酌し講ずるべき対策を実施し開催することにしておりますが、今後の状況により中止・延期・内容が変更（代替など）になる場合がありますのでご了解ください。なお、受入にあたり体験希望者及び受入施設にお願いする事項等については、決定通知と併せてお知らせいたします。

14 申込み・問合せ先

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター 人材養成部
(愛知県保育士・保育所支援センター)
〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地
電話 052-212-5519 FAX 052-212-5520
ホームページ <http://www.aichi-fukushi.or.jp>